

# 令和7年度 税制改正大綱 ～法人税～ その2

令和7年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

## <法人課税>

### ● 企業版ふるさと納税の延長及び見直し

#### (1) 基本的考え方

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換することが求められている。そのため、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を延長する。地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しを行い、その効果検証を行うため延長期間は3年とする。

#### (2) 改正の内容

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長する。

##### ① 内閣総理大臣に確認書面を提出

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日以後速やかに内閣総理大臣に確認書面を提出しなければならないこととする。

イ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者とその寄附活用事業に関連する寄附金を支出した法人又はその法人の関係会社との間に取引等の関係があるとき	その寄附金を支出した法人からその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した日
ロ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者がその寄附活用事業に係る事業の契約の相手方となったとき	その契約の締結の日
ハ 寄附活用事業に係る事業の歳出予算がその認定地方公共団体の議会において議決される前にその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合	その寄附金を受領した日

##### ② 内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称報告

認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、その認定地方公共団体は内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告するとともに、その寄附金を支出した法人の名称を公表することとする。

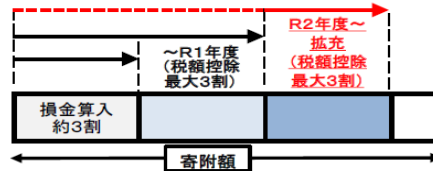
ただし、寄附金を支出した法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、その寄附金を受領した認定地方公共団体が第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとする。

イ その寄附活用事業に係る事業の入札において応札者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合 ロ その寄附活用事業に係る事業に関する契約が随意契約であり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合 ハ その寄附活用事業に係る補助金の交付申請者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その補助金の交付先等が寄附法人等である場合 ニ その寄附活用事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その負担金の拠出先等が寄附法人等である場合

内閣府資料

### 現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
  - ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法税率額の20%が上限）
  - ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
  - ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



### 要望の背景

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したところのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
  - また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
  - 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
  - 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じたため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討
- 制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとする必要がある

### 要望結果

制度改善策(別紙参照)を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間(令和9年度まで)延長する。

制度改善策のポイント

- ◆ 寄附活用事業の実施に当たり、**地方公共団体におけるチェック機能の強化**
  - ☑事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う
    - ・事業の各段階において、一定の場合(※1)に、国に提出を求める
    - ・寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める(※1) 寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等
- ◆ 寄附活用事業の**実施状況の透明化**
  - ☑契約手続等において、一定の場合(※2)、国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表(※3)
  - ☑寄附活用事業の発注先(※4)を地方公共団体において公表
    - (※2) 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等
    - (※3) 寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表する
    - (※4) 競争入札・随意契約(ただし少額の場合を除く)に限る
- ◆ **地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間(2年間)の創設**
- ◆ Q&Aにおいて、寄附法人・関係会社が再委託先となる場合の留意点を明記

●リース会計基準の変更に伴う所要の措置 リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。

(1) オペレーティング・リース取引による支払リース料等の損金算入

法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。

(注1) 上記の「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちリース取引（ファイナンス・リース取引）以外のものをいう。

(注2) 上記の支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除く。

(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止及び経過措置

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる。

※ 借り手のオペレーティング・リースの費用について現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手の経理処理についてリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置を講ずる。

＜ファイナンスリース（FL）とオペレーティングリースの比較（OL）＞

項目	ファイナンスリース（FL）	オペレーティングリース（OL）
(1) 所有権	リース期間終了後に移転する場合がある	移転しない
(2) リース期間	比較的長期（5年～10年程度）	比較的短期（1年～5年程度）
(3) 解約	原則として中途解約不可	中途解約可能（違約金が発生する場合あり）
(4) 会計処理	借手の資産として計上	借手の費用として計上
(5) メンテナンス	借手が負担	貸手が負担
(6) リース料	資産の取得価格に基づく	資産の使用期間に基づく
(7) 利用目的	長期的な資産利用	短期的な資産利用や技術革新に対応
(8) メリット	① 一括購入せずに資産を利用できる ② 手元の資金を温存できる ③ 融資枠を使わない ④ 長期的に資産を利用できる	① リース料金総額が低い ② 最新設備の利用がしやすい ③ 短期間のリース契約が可能 ④ 中途解約が可能
(9) デメリット	① 途中解約ができない ② 支払総額が割高になる	① 中途解約時に違約金が発生する ② 長期利用には不向き

＜新リース会計基準の適用開始事業年度＞

- ① 企業会計基準委員会は、2024年（令和6年）9月に、すべてのリースを借手側がオンバランスする新リース会計基準を公表した。
- ② 新リース会計基準は、上場会社等に対し2027年（令和9年）4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。
- ③ 2025年（令和7年）4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能である。

**<新リース会計基準の適用対象企業>**

- ① 上場会社には、新リース会計基準が強制適用される。
- ② 中小会社（未上場会社）には、新リース会計基準が強制適用されない（任意適用）。したがって、従前の会計処理を継続できる。
- ③ 中小会社の会計基準として、「中小企業の会計に関する指針」・「中小企業の会計に関する基本要領」・「税法に基づく会計処理」がある。

**(現)リース会計基準と(新)リース会計基準の比較**

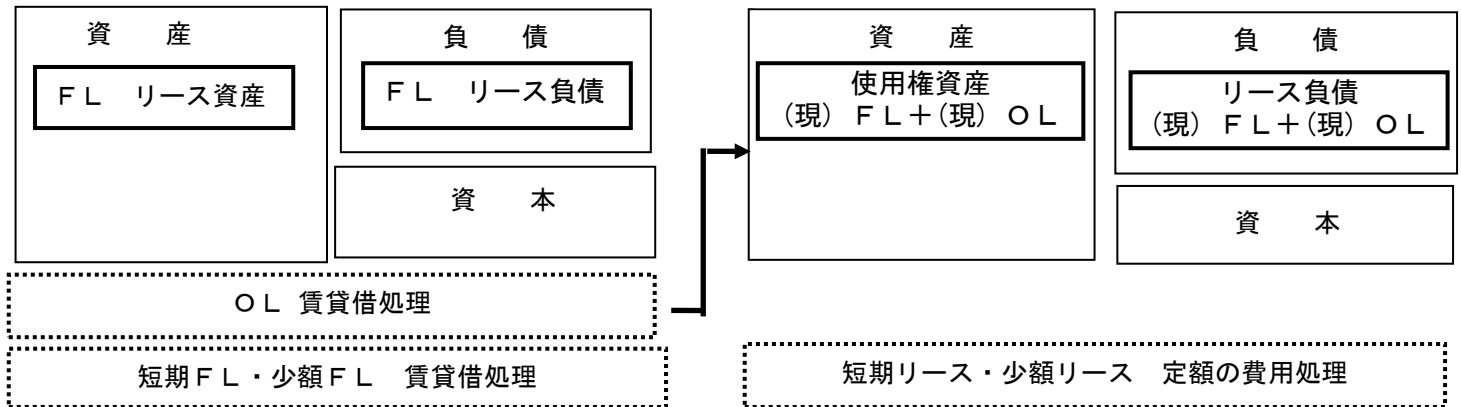
- ① (新)リース会計基準は、借手側がすべてオンバランスする。
  - ② オペレーティング・リースは、定額処理ができなくなる。
- (注)短期リース(12ヶ月以内)・少額リース(リース料総額 300 万円以内等)は、オフバランス・定額処理できる。

**(現)リース会計基準**

**(新)リース会計基準**

ファイナンス・リース取引(FL) オペレーティング・リース取引(OL)

すべてのリース



**防衛力強化に係る財源確保のための税制措置**

● **防衛特別法人税（仮称）の創設**

(1) 基本的考え方

抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかねばならず、この防衛力を支えるために必要、かつ、安定的な財源を確保することは重要な課題である。税制措置について、「令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）」では、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとされており、「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第74条」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」において適当な時期に必要な法制上の措置を講ずることとされていた。財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省から改めて既往の閣議決定にある措置の実施による財源の確保が要望されていた。

(2) 創設の内容 新たに創設される防衛特別法人税（仮称）の納税義務者・課税の範囲などは次のとおりである。

① **納税義務者**

各事業年度の所得に対し法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があるが、法人には人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人が含まれる。

② **課税の範囲**

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課される。

③ **税額の計算**

イ 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。

$$\text{防衛特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額（イ参照）} \times 4\% - \text{税額控除（ホ参照）}$$

ロ 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。

$$\text{課税標準法人税額} = \text{基準法人税額（ハ参照）} - \text{基礎控除額（ニ参照）}$$

ハ 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額は除く。

(イ) 所得税額の控除 (ロ) 外国税額の控除 (ハ) 分配時調整外国税相当額の控除 (ニ) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除 (ホ) 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算 (ヘ) 控除対象所得税額等相当額の控除

ニ 基礎控除額は、年500万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。

ホ 次の税額控除が行われる。

(イ) 外国税額の控除 (ロ) 分配時調整外国税相当額の控除 (ハ) 控除対象所得税額等相当額の控除 (ニ) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

④ **申告及び納付等**

防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。また、各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出する。

⑤ **適用関係** 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。